最終同

薬局薬剤師と在宅医療

地域包括ケアシステムでの立ち位置

訪

問

価

が

丰

本稿では第47号から薬剤師と在宅 医療について散発的に記してきた。薬 局業務の現場には本記事に類を同じく するテーマで綴られた記事やHow to は多く存在し、近年では薬剤師の在宅 業務を見据えた学会や研究会、研修等 も多く催されている。

現場にいる薬剤師も そういった場を利用し て知識の獲得と研鑚を 積んでいるが、今もあ りがちな疑問の一つ出 『在宅訪問に踏み出す のにどうしたらいい か』というのがある。 緩和ケアや簡易懸濁 法、褥瘡ケアなどの知 は得たが訪問の始め 方がわからない、患者 も紹介されてこないと いうものである。

まずは、薬局で処方 箋を受けている個々の 患者について訪問の必 要性を評価しているか どうかが一つのカギに なる。服薬支援につい て訪問の必要性を感じ たらその患者を担当し

ているケアマネジャーや医師に相談すれば、何らかの解決策なり訪問なりという流れへ事が動き始める。

また、訪問を実施できる薬局の情報 を地域のケアマネジャーや訪問看護な ど他の職種に伝えていなければ、ただ 薬局で待っていても依頼が来ることは ない。端的に言えば、「やるか、やら ないか」だけの違いであることが多い。

およそ平成30年度までを目途に地

域包括ケアシステムを構築すべく、全 ての都道府県と市区町村がそれぞれに 準備に着手している。その手法や進捗 状況は地域により多様であり、より効 果的で実効性をもつシステムを構築し ようと構想段階にある自治体から、旧 来から存在していたケアシステムが既 に成熟の域に達しておりそれを足掛か りに展開させることが可能な地域まで 様々な様相を見せている。

地域によりシステムのあり方や準備 状況が異なるのは、それぞれの地域社 会における医療や介護を含む様々な社 会資源と住民の生活や疾病の状況など の多様性によるものであり、その意味 では当然の成り行

きという見方がで きる。

薬局と薬剤師は、そのフィール

ドに身を置く限り個々の地域がもつケアシステムという概念の中に組み込まれてゆく。しかし、現時点ではおそらく大多数の薬剤師や薬局開設者にとっては『地域包括ケアシステムってなんだろう?』という段階でもある。

従来の医薬分業に乗り外来患者の保険調剤に特化し確立されてきた薬局業務においては、目の前の患者に対する服薬指導ができればそれで良しとされてきた。しかし、疾患の予防から治療、ケア、生活機能維持、看取りまでを包括的に地域で支援してゆく枠組みの中にあって、薬局という場のピンポイントのみに視点を置いた関わりは充分ではないばかりか患者のケアの流れが見えていないためにそれを阻害する可能性すらある。

患者を取り巻くケアの流れを正確に

読み取るための有効な手法の一つに在 宅ケアがあり、薬剤師についても積極 的な訪問薬剤管理指導業務への参画が 呼び掛けられ続けてきたが、現在では 在宅医療のみを前提に置いた薬剤師業 務の構築は地域においてはもはや近視 眼的なものでしかなくなった。

地域包括ケアシステムにおいては薬 剤師は在宅訪問を実施すればよいとい うものではなく、外来患者や処方箋を もたずOTC販売、健康相談に訪れる地 域の住民についても必要に応じて他の 社会資源である他職種や行政等と連絡 を取り合い対処することが求められ

一方、別の見方をすれば、訪問業務を地域社会に対する責務の一つとして 捉え、薬局を訪れる地域住民へのケア を充実させることから注力することも



継 基治

うえまつ調剤薬局・
宮城県名取市

ば難しい面もあるが、これからの薬局づくりに参照されるべきものと考えられる

他職種や異業種から「薬剤師は地域 でどのような役割を果たせるのか」と 尋ねられることがよくある。これには 純粋に薬剤師(と薬局)の機能を知ら ないので教えてほしい、という意味と、 とりあえず役に立つのか否かを知りた い、というやや切迫した意味合いとの

二つが含まれてい

前者については やはり従来薬局が 地域へ向けて情報

発信を怠ってきたとされることが多い。しかし、情報とは一方的なものではなく双方向であることを考えると、おそらくは発信だけでなく受信も併せて行うべきではないだろうか。

処方箋を持って薬局へやってくる患者が地域とのもっぱらのつながりであったとしても、患者の向こう側に居るであろう家族やケアマネジャーなど、療養生活に携わる様々な人ともつながりが生じる可能性に目を瞑ってしまわずに、機会を見て声をかけ、情報のやりとりにいつでも応じる構えを持っていることを示してほしい、というのが後者の問いかけが言外に伝えてくれているように思う。

地域での役割を獲得できるかどうかは、薬局と薬剤師が思考と行動を変容できるかどうかに懸かっている。

重要な思考と行動の変容

取り組みの方向性として考慮することができるかもしれない。訪問業務はあくまでも地域社会における任務の一つとして捉え、もしもそれが地域として急を要する取り組みでないのであればより必要とされる別のアプローチについて模索することもできる。

厚生労働省では『健康情報拠点薬局 (仮称)のあり方に関する検討会』を 経て『健康サポート薬局』というモデ ル指針を打ち出した。当面はこれに準 じた薬局づくりにインセンティブを与 えるものではないが、地域における保 険薬局の姿について一定の道筋を示し たことになる。

いわば「理想の薬局像」であり、体制や設備のいずれをとっても現状に比すれば高機能であるため全ての薬局がこの形態を将来的に成しえるかといえ

